

重要事項説明書

I 事業所の概要

事業所名	ケア・ヴィレッジ東京
所在地	東京都江戸川区鹿骨3-18-8
事業所の種類	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
登録定員	29名
通いサービス利用定員	15名
宿泊サービス利用定員	6名
指定を受けている市町村	江戸川区
指定年月日	平成24年5月1日
介護保険事業者番号	1392300339
通常の事業の実施地域	江戸川区(鹿骨事務所圏域・小岩事務所圏域)
管理者及び連絡先	梶山 三紀 TEL 03-5666-6116

II 事業所の職員体制等

職種	員数	備考
管理者	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
看 護 職	1名以上	
介護従事者	10名以上	
事務担当職員	1名以上	

III 設備の概要

区分	数量・規模		備 考
デイルーム	43.21 m ²		
宿泊室	個室	6室	
浴室	2 箇所		機械浴槽、一般浴槽があります。
便 所	5 箇所		2箇所は車椅子利用可
洗面所	2 箇所		
その他	エレベーター		
	スプリンクラー、自動火災警報設備等		

IV (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの利用基準と内容

(1) サービス利用基準

(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、介護保険法に基づく地域密着型サービスの中の介護サービスであり、以下の要件すべてに該当する方が、ご利用いただけます。

- ① 原則江戸川区内に住民票がある者
- ② 原則江戸川区内の介護保険被保険者である者
- ③ 介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された者（認定を申請した日から利用できる場合があります。）

(2) サービス利用調整

《登録者定員》

29名

《業務内容》

通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものであり、他の利用者の状況及び事業所全体の状況等を勘案し、次のような業務を行い、サービス利用調整を図ります。

- ① 利用者の生活・介護状態の把握
- ② 介護保険サービス、保健・医療・福祉サービス及び地域資源等との連携調整
- ③ 「居宅サービス計画」「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」の作成
- ④ 計画内容についての確認や、検討を行うサービス担当者会議の開催

(3) 通いサービス

《利用定員》

15名/日(登録者の内)

《提供時間》

午前9時00分～午後5時00分

※提供時間外に及ぶ滞在については、必要性により個別に対応します。

《業務内容》

「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」に沿って、次の様なサービスを行います。

- ① 送迎サービス 必要に応じて、ご自宅と事業所との送迎を行います。
- ② 健康状態の確認 体温、脈拍及び血圧などの健康チェックを行います。
- ③ 食事サービス 昼食及びおやつを提供し、ご利用者の状態に合わせた必要な介助を行います。
- ④ 日常生活上の援助 必要に応じて、排せつ介助、更衣介助、移動移乗介助及び清潔介助等、日常生活上必要な援助を行います。
- ⑤ 入浴サービス お体の状態に応じて、安全で快適な入浴介助を行います。
- ⑥ 余暇活動 生活に密着した内容を中心に、室内・屋外・外出での活動を行います。

(4) 宿泊サービス

《利用定員》

6名/日(登録者の内)

※宿泊可能な日は、部屋の空き状況や個別事情に合わせて対応します。

《業務内容》

「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」に沿って、ご利用者の事情に合わせて、次の様な宿泊サービスを行います。

- ① 送 迎 サービス 必要に応じて、ご自宅と事業所との送迎を行います。
- ② 健康状態の確認 体温、脈拍及び血圧などの健康チェックを行います。
- ③ 食 事 サービス 必要に応じて、夕食及び朝食を提供し、ご利用者の状態に合わせた必要な介助を行います。
- ④ 日常生活上の援助 必要に応じて、排せつ介助、更衣介助、移動移乗介助及び清潔介助等身体介助、並びに日常生活上必要な援助を行います。

(5) 訪問サービス

《提供時間》

24時間対応

※訪問・滞在時間は「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」に沿って定期的に行いますが、ご利用者の個別事情に合わせ、随時変更・対応します。

《業務内容》

訪問・滞在時間は、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」に沿って定期的に、或いは、ご利用者の個別事情に合わせて、適時に、次の様な訪問サービスを行います。

- ① 日常生活上の援助 必要に応じて、排せつ介助、更衣介助、移動移乗介助及び清潔介助等身体介助、並びに、ご自宅での日常生活上必要な援助を行います。
- ② 通 院 介 助 ご家族が対応できず、必要な場合は、通院介助を行います。
- ③ 安 否 確 認 独居の方等、必要な場合は、電話や訪問での安否確認を行います。

V (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの利用料金

(1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護のサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の月額であり、利用者の負担額はその1割から3割に当たる金額となります。

料金表は別紙でご確認ください。

※ 自己負担金＝単位数(加算含む)×地域加算を計算した合計額の10%～30%です。

※ 月途中で利用開始した場合は、契約を締結した日ではなく、実際にサービスを開始した日から、月末まで登録利用料の日割り計算となります。

※ 月途中で契約を解除した場合は、契約を解除した日まで、登録利用料の日割り計算となります。

※ 入院した場合、契約の解除を申し出ない限り、利用料の負担が必要になります。

※ 看護職員配置加算は、該当する看護職員が配置された場合に、(Ⅰ)或いは(Ⅱ)のどちらか該当する一つが算定されます。

認知症加算・看護職員配置加算・事業開始時支援加算・サービス提供体制強化加算は、月途中利用の開始、解約に係らず、月額になります。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービスの利用者負担金

区分	金額(単位)	内容の説明
食事代	朝食 400円	通いサービス及び宿泊サービスの 1食あたりの料金
	昼食 600円	
	おやつ 100円	
	夕食 600円	
宿泊代	個室 3,500円	宿泊サービスの一泊の料金
オムツ代	実費	
送迎の交通費	1回 500円	通常の事業の実施地域以外
訪問の交通費	1回 500円	通常の事業の実施地域以外
訪問サービスの際 に要した交通費	実費	訪問介護でサービス中に必要となった交通 費に対して
アクティビティサー ビスの費用	実費	選択されたアクティビティサービスの費用

① 趣味教養活動に係る材料費は、利用者又は家族の同意が得られたものに限り徴収します。

② その他、行事等で係る費用の徴収が必要になった場合は、利用者又は家族の同意が得られたものに限り徴収します。

③ 利用者の希望によって、①及び②による支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けるものとします。

(3)利用料金の計算及びお支払い方法

- ① 計 算 請 求 サービスの利用料金は、(1)介護保険給付対象サービスの利用者負担金と、(2)介護保険給付の対象とならないサービスの利用者負担金を1ヶ月ごとに計算し、翌月に請求します。
- ② 支 払 期 日 当該利用月の翌月の27日まで
- ③ 支払い方法
 - A 自動口座引き落とし
(「ゆうちょ銀行」のご指定の口座から月1回引き落とされます。手数料は事業所負担です。)
 - B 集金(期日までに利用者に請求書を送付致します)

VI 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、或いは体調の急変等が生じた場合は、事前の話し合いに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

VII 協力医療機関・協力介護老人福祉施設

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、次の協力医療機関と連携をとり対応いたします。

①	名 称 : タムスさくら病院江戸川 所在地 : 東京都江戸川区東篠崎 1-11-1 連絡先 : 03-5664-1701
---	--

VIII 非常災害対策*

- ① 当事業所は、非常災害時に備えて、防火管理者を置くこととする。
- ② 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- ③ 防火管理者は、非常災害に関する具体的防災計画を策定し、火災等の災害時に消防署へ速やかに通報する体制をしき職員に周知徹底するものとし、当事業所はこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- ④ 防火管理者は、日頃から消防団や使用者及び地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を整える。
- ⑤ 当事業所の職員は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

IX 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

お客様相談窓口	電話番号 03-5666-6116 緊急時 070-5028-0011(18時 ~ 翌9時) fax 番号 03-5666-5677 管理者 梶山 三紀 対応時間 9:00~17:00
---------	--

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

江戸川区介護保険課 事業者調整係	所在地 江戸川区中央1-4-1 電話番号 03-5662-0032 対応時間 8:30~17:15(土日祝は除く)
東京都国民健康保険 団体連合会(国保連) 苦情相談窓口	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話番号 03-6238-0177 利用時間 9:00~17:00(土日祝は除く)

X 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は感染予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヵ月に1回以上開催するものとしその結果について従事者に周知徹底を図っています。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的 to 実施しています。

XI 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的 to 実施しています。
- ④虐待防止に関する措置を適切 to 実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 梶山三紀
-------------	----------

サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを江戸川区に通報します。

虐待通報窓口

江戸川区介護保険課 権利擁護係	電話番号: 03-5662-9011 受付時間: 8:30~17:00 まで (但し 土日祝日 12/29~1/3 を除く)
--------------------	--

XII 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画(業務継続計画)に策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従事者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

当法人の概要

法 人 名	株式会社ウメザワ
所 在 地	〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 1-3-1
代 表 者 氏 名	代表取締役 梅澤宗一郎
電 話 番 号	03-5693-7700
F A X 番 号	03-5693-7701

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業所名 ケア・ヴィレッジ東京

説明者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、同文書の交付を受けました。

利用者 氏名

立会人 氏名